



福岡医発第58号(地)

平成19年4月13日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

既存医療法人から新制度医療法人への移行について

第5次医療法改正に基づく新たな医療法人制度が4月1日から施行されましたが、既存の持分の定めのある社団医療法人(改正医療法附則第10条に規定する法人)が、定款変更を行い、改正医療法に基づく持分の定めのない社団医療法人へ移行する場合については、課税上、様々な問題が発生する可能性があり、その取り扱いについて現在のところ解決されておりません。

具体的には、

- イ) 移行に伴い、移行前の医療法人の出資者がその出資持分を放棄する場合、相続税法66条第4項の規定の適用を受け、一定の親族要件を満たさないときは、医療法人に対し贈与税が課税される可能性。
- ロ) 移行前の医療法人の出資者が、医療法人の純資産に相当する金額を移行後の医療法人の基金として拠出する場合、出資者個人に対し配当所得として所得税等が課税される可能性。

等の問題が発生する可能性があり、医療法人の経営に重大な影響を及ぼすことが考えられます。

つきましては、標記の新制度医療法人への移行につきましては、税理士・公認会計士等に十分に相談のうえ慎重に検討されますよう、貴会の医療法人を経営される会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・廣瀬真恵



年税 第1号
平成19年4月2日

都道府県医師会
税制担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村 聡



既存医療法人から新制度医療法人への移行について

ご承知の通り、第5次医療法改正に基づく新たな医療法人制度が4月1日から施行されました。しかし、既存の持分の定めのある社団医療法人（改正医療法附則第10条に規定する法人）が、定款変更を行い、改正医療法に基づく持分の定めのない社団医療法人へ移行する場合については、課税上、様々な問題が発生する可能性があり、その取り扱いについて現在のところ解決されておられません。

具体的には、

- イ) 移行に伴い、移行前の医療法人の出資者がその出資持分を放棄する場合、相続税法66条第4項の規定の適用を受け、一定の親族要件を満たさないときは、医療法人に対し贈与税が課税される可能性。
- ロ) 移行前の医療法人の出資者が、医療法人の純資産に相当する金額を移行後の医療法人の基金として拠出する場合、出資者個人に対し配当所得として所得税等が課税される可能性。

等の問題が発生する可能性があり、医療法人の経営に重大な影響を及ぼすことが考えられます。

つきましては、標記の新制度医療法人への移行につきましては、税理士・公認会計士等に十分に相談のうえ慎重に検討されますよう、貴会の郡市区医師会ならびに医療法人を経営される会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本会としては、医療法改正の趣旨に基づき円滑に移行を進めることができるよう、引き続き関係省庁との折衝に努力する所存であります。